

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所
八戸市環境部環境政策課

2 期間

平成十六年六月二十八日から同年七月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年八月十一日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百六十号

廃棄物の処理及び清掃に關する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更に關し許可の申請があつたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

大平洋金属株式会社

2 住所

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

3 代表者の氏名

取締役社長 村井 浩介

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

八戸市大字河原木字海岸二〇番二、二二番二

三 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、ばいじん、動植物性残さ、鉍さい、金属くず、ガラスくず、コンクリー

トくず及び陶磁器くず、汚泥

五 申請年月日

平成十六年六月十日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市環境部環境政策課

2 期間

平成十六年六月二十八日から同年七月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年八月十一日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百六十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十六年六月二十一日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十六年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字関字柝沢九三番地一一号から、同町大字関字柝沢一 番地一号を経て、同町大字関字柝沢一 八番地六号に至る間の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び ③の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 二等三角点(玉五) 追上(X座標八二八一・二八メートル、Y座標マイナス六四 八・六メートル)(北緯四 度四四分三六秒

一四九、東経一四 度四分二八秒四三 八)から七六度三分五一秒一八二五・九八メートルの地点

- ③の地点 ③の地点から二八度五九分一九秒一・一五メートルの地点
- ①の地点 ①の地点から一七度四〇分五二秒一五・五メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から一三度五 分三四秒二七・三メートルの地点
- ③の地点 ③の地点から二六度二〇分七秒二七・三メートルの地点
- ④の地点 ④の地点から一二度九分二一秒二三・五六メートルの地点
- ⑤の地点 ⑤の地点から一二〇度一四分五三秒二三・五六メートルの地点
- ⑥の地点 ⑥の地点から一九度三分四三秒二七・六六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑦の地点から一九度三分四二秒八・一九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑧の地点から一九度三分四二秒五五・一六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑨の地点から一九度三分四二秒六・八四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑩の地点から一八度五五分五三秒二一・九五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑪の地点から一八度四五分二四秒五・二四メートルの地点
- ⑫の地点 ⑫の地点から一九度二一分五三秒七・一三メートルの地点
- ⑬の地点 ⑬の地点から一九度七分一五秒一二・四九メートルの地点
- ⑭の地点 ⑭の地点から一九度五三分三四秒五・一九メートルの地点
- ⑮の地点 ⑮の地点から一八度四五分三秒七・七四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から一七度四分六秒四・四六メートルの地点
- ⑰の地点 ⑰の地点から一八三度五 分二五秒四五・五六メートルの地点
- ⑱の地点 ⑱の地点から一九 度四七分四三秒一・八三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から一七六度二五分一九秒二・六一メートルの地点
- ⑳の地点 ⑳の地点から一七 度二六分三一秒一・七五メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から一五 度二一分四四秒二・一五メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から一五 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から一四 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊷の地点 ㊷の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊸の地点 ㊸の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊻の地点 ㊻の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊼の地点 ㊼の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊽の地点 ㊽の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊾の地点 ㊾の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から一三 度四分四秒 分四 秒二・五六メートルの地点

3 面積

三、一四九・五六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字関字柝沢九三番地一ノ号から、同町大字関字柝沢一 番地一ノ号を経て、同町大字関字柝沢一 八番地六号に至る間の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びアの地点とイの地点を結ぶ直線により囲まれた区域

- アの地点 二等三角点(玉五) 追上(X座標八二八一・二八メートル、Y座標マイナス六四 八・六メートル)(北緯四 度四四分三六秒一四九、東経一四 度四分二八秒四三 八) から七五度五八分二秒一八三・四メートルの地点
- イの地点 アの地点から二九度七分四五秒五・七四メートルの地点
- ロの地点 イの地点から二八度四分四六秒四・五一メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から一七二度二七秒四二秒一・二二メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から二八度五二分八秒五一・九 メートルの地点
- ホの地点 ニの地点から二二度四七分四秒二三・一九メートルの地点
- ヘの地点 ホの地点から一九度三六分三 秒三三・四八メートルの地点
- ヘの地点 ヘの地点から一九度三分二九秒二二・七一メートルの地点
- コの地点 ヘの地点から二九度三分四二秒八・一九メートルの地点
- セの地点 コの地点から一九度三分四二秒六・一六メートルの地点
- シの地点 セの地点から一九度三分四二秒一・一八メートルの地点
- ソの地点 シの地点から二八度五九分五三秒二二・九五メートルの地点
- タの地点 ソの地点から二八度四五分二四秒五・二四メートルの地点
- チの地点 タの地点から二九度五三分一五秒一二・四九メートルの地点
- ツの地点 チの地点から二九度五三分一五秒一二・四九メートルの地点
- テの地点 ツの地点から二八度四五分三秒七・七四メートルの地点
- トの地点 テの地点から二七度四分六秒四・四六メートルの地点
- ニの地点 ツの地点から二八三度五 分二五秒四五・五六メートルの地点
- 三の地点 テの地点から一九 度四七分四三秒一・八三メートルの地点

ナの地点 トの地点から二七六度二五分一九秒二・六一メートルの地点

ニの地点 ナの地点から二七 度二六分三一秒一・七五メートルの地点

ハの地点 ニの地点から二五一度二一分四四秒二・一五メートルの地点

ホの地点 ハの地点から三五四度 四分 秒二・五六メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から二九一度三分一六秒三・四一メートルの地点

コの地点 ヘの地点から三五五度三分七秒七・四一メートルの地点

セの地点 コの地点から三四九度四分四一秒二・二二メートルの地点

シの地点 セの地点から三五五度一八分一七秒・七七メートルの地点

ソの地点 シの地点から三三 度三分二一秒三三・六九メートルの地点

タの地点 ソの地点から三 八度三七分二秒三・九六メートルの地点

チの地点 タの地点から二九五度五 分一秒五・七四メートルの地点

ツの地点 チの地点から三 九度四三分一五秒一・五八メートルの地点

テの地点 ツの地点から三三三度四七分六秒三・五四メートルの地点

トの地点 テの地点から四 度三一分三秒二七・三 メートルの地点

3 面積

四、二二六・五六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第四百六十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十六年七月一日から施行する。

平成十六年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

津軽平賀農業協同組合	南津軽郡平賀町大字本町
津軽平賀農業協同組合本町支所	南津軽郡平賀町大字本町
津軽平賀農業協同組合竹館支所	南津軽郡平賀町大字唐竹
津軽平賀農業協同組合新屋支所	南津軽郡平賀町大字尾崎
津軽平賀農業協同組合松崎支所	南津軽郡平賀町大字松崎

を

津軽平賀農業協同組合柏木支所	南津軽郡平賀町大字柏木町
津軽平賀農業協同組合葛川支所	南津軽郡平賀町大字切明
津軽平賀農業協同組合大坊支所	南津軽郡平賀町大字大坊
津軽みなみ農業協同組合	南津軽郡平賀町大字本町
津軽みなみ農業協同組合平賀支所	南津軽郡平賀町大字本町
津軽みなみ農業協同組合竹館支所	南津軽郡平賀町大字唐竹
津軽みなみ農業協同組合新屋支所	南津軽郡平賀町大字尾崎
津軽みなみ農業協同組合松崎支所	南津軽郡平賀町大字松崎
津軽みなみ農業協同組合柏木支所	南津軽郡平賀町大字柏木町
津軽みなみ農業協同組合葛川支所	南津軽郡平賀町大字葛川
津軽みなみ農業協同組合大坊支所	南津軽郡平賀町大字大坊
津軽みなみ農業協同組合田舎館支所	南津軽郡田舎館村大字田舎館
津軽みなみ農業協同組合西支所	南津軽郡田舎館村大字大根
津軽みなみ農業協同組合光田寺支所	南津軽郡田舎館村大字堂野
田舎館村農業協同組合	南津軽郡田舎館村大字田舎館
田舎館村農業協同組合西支所	南津軽郡田舎館村大字大根
田舎館村農業協同組合光田寺支所	南津軽郡田舎館村大字堂野

に改め、

を削る。

公 告

平成十五年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第三十条の規定により、平成十五年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成十六年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況 (件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知事	670 (13)	567 (11)	76 (1)	10	0	13 (1)	6
議 会	6	5	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会	167	123	34	10	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	13	10	3	0	0	0	0
監 査 委 員 員	2	1	1	0	0	0	0
警 察 本 部 長	47	3	27	8	1	0	9
計	905 (13)	709 (11)	142 (1)	28	1	13 (1)	15

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計28件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは20件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

件数	処理の状況 (件)					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
1 (6)	1	0 (2)	0 (1)	0	0	0 (3)

注 ()内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

平成十五年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

平成十六年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第四十九条の規定により、平成十五年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況 (件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知事	36	35	1	0	0	0	0
教育委員会	11 (1)	8 (1)	0	2	0	1	0
計	47 (1)	43 (1)	1	2	0	1	0

注 1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計 2 件中、開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由とするものは 1 件である。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	271
教育委員会	7,375
人事委員会	113
計	7,759

(2) 訂正等の請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正等の請求は、なかった。

(3) 開示決定等及び訂正等の決定についての不服申立ての処理の状況
開示決定等及び訂正等の決定についての不服申立ては、なかった。

(4) 是正の申出の件数及びその処理の状況
是正の申出は、なかった。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況
苦情の申出は、なかった。

2 事業者が行う個人情報取扱の取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況
苦情の申出及び相談は、なかった。

(2) 事業者に対する勧告の件数
事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPO身障者青脳会

三 代表者の氏名

杉浦 清剛

四 主たる事務所の所在地

青森市合浦二丁目一三〇二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内における身体障害者及び脳卒中者に対し、生活の自立を支援する事業を行うことによつて、障害のあるなしかかわらず、共に健康な生活を送れるよう社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年六月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアネット

三 代表者の氏名

和田 英人

四 主たる事務所の所在地

青森市堤町二丁目一の九

五 定款に記載された目的

本会は、障害を持つ人たちが自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、古里地区の農営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。



平成十六年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年六月二十八日

北地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

|       |                                |                  |
|-------|--------------------------------|------------------|
| 地区名   | 県営土地改良事業の名称                    | 工 事 完 了<br>年 月 日 |
| 成 滝   | 一般農道整備（半島基幹）事業                 | 平成一六・三・三         |
| 高 増   | 〃                              | 〃                |
| 小 泊 川 | ほ場整備（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備）<br>事業 | 〃                |
| 板 柳   | 農村総合整備（農業用排水施設整備、農道整備）<br>事業   | 〃                |
| 鶴田東部  | 〃                              | 〃                |

土地改良区の役員 の 退 任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、明道土地改良区から、次のとおり役員 の 退 任 の 届 出 が あ っ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年六月二十八日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

|              |      |                        |             |
|--------------|------|------------------------|-------------|
| 区 役 員 の<br>別 | 氏 名  | 住 所                    | 退 任 の 年 月 日 |
| 理 事          | 吉田清喜 | 西津軽郡深浦町大字轟木字亀ヶ崎九七      | 平成一六・三・三    |
| 〃            | 黒滝雅久 | 〃 〃 大字追良瀬字相野山一<br>四六の一 | 〃           |

正 誤

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 平成十六年六月二十四日<br>第三四〇号 | 発行年月日<br>発行番号 |
| 監督委員                 | 区分            |
| 五                    | ページ           |
| 上                    | 段             |
| 表<br>中               | 行             |
| 青森県立高等技術専門学校         | 誤             |
| 青森県立高等技術専門学校         | 正             |

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭